

# 後見センターレポート

vol.10 (平成28年2月)



## 預貯金に関して裁判所に提出を要する資料について

後見人等の裁判所に対する年1回の報告に際しては、前回の報告から今回の報告までの1年間の入出金が全て記帳されている預貯金通帳（金融機関名や口座番号が分かる表紙等を含む。）のコピーを提出する必要があります。残金が少額である口座についても同様ですので、記帳の手間が負担となる場合は、使用していない少額口座を解約して口座をまとめることをご検討ください。なお、期間の途中で通帳を切り替えた場合は、切り替え前の古い通帳のコピーも提出していただく必要があります、何か月も記帳しなかったために一括記帳となってしまった場合は、その間の取引履歴も提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

定期預金については、解約等をしていなければ、通帳や証書には前回の報告以降の入出金が記帳されないことがあります。その場合は、通帳等からは前回の報告以降の入出金の有無が判断できないので、残高証明書等を追加で提出していただくことがあります。なお、ゆうちょ銀行の定期・定額貯金の場合は、元利金額等明細書（内訳書）の発行を受けることができますので、その発行を受けた上で裁判所に提出してください。

## 後見制度支援信託を利用する場合の信託財産額の設定について

これまでもお伝えしているとおり、後見センターでは、本人の財産保護と後見事務の透明性確保のために、親族後見人が管理することとなる本人の流動資産（現預金）のうち、当面使用しないと思われる部分を信託銀行に信託していただく取組（後見制度支援信託の利用）を積極的に推進しています。本人の現預金のうちいくらかを手元に残し、いくらかを信託するかについては、親族後見人が信託手続を行う専門職と協議して決めることとなりますが、直近に高額な固定資産税や施設入所費等の支払が予定されているような場合を除き、従前の預貯金口座に残す金額がおおむね100万円から500万円程度となるように信託財産額を設定してください。もし、それを大きく超えた額が手元に残るように信託財産額を設定した場合は、後見制度支援信託を利用した後も後見監督人による監督を受けることがあります。毎月の収支が赤字であるような場合も、手元に残す現預金を多額にする形ではなく、定期交付金を利用する形をとるようにしてください。

## 調査人が行う調査には必ず協力してください

後見センターでは、後見人等から年1回の報告を受けたものの、そこに不正確、不明確又は不十分な点が見られる場合は、専門職を調査人に選任し、調査を行うことがあります。後見人等から年1回の報告がされない場合も、同じく調査人が選任されることがあります。

調査人を選任したときは、後見センターから後見人に対し、書面によってその旨を連絡しますので、その後は調査人からの連絡をお待ちください。調査に際しては、調査人に指示された資料を持参して調査人の事務所に赴き、過去1年間の収支や財産状況等について調査人から質問を受けたり、資料に基づいて調査人に説明したりすることなどが求められます。また、調査終了後には、本人の財産から調査人に報酬（額は裁判所が定めます。）を支払っていただくこととなります。

もし、後見人等が調査人の調査に協力せず、必要な説明をしないなどと裁判所に判断された場合は、専門職の後見監督人が選任されたり、後見人が追加選任されたりすることがありますので、くれぐれもご注意ください。